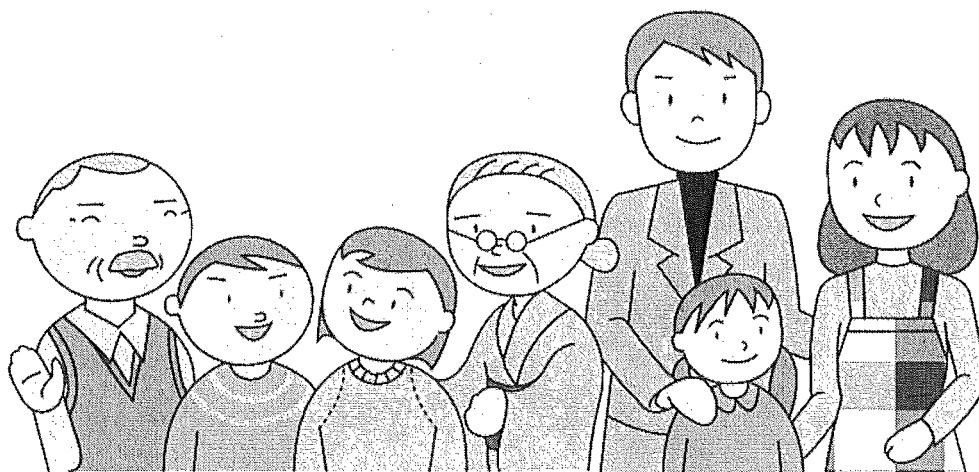


第2期岡山県障害者計画

～だれもが自分らしく暮らせる社会をめざして～

【概要版】



平成23年2月

岡山県

あいさつ

岡山県知事 石井正弘

岡山県では、平成11年4月に、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会が自然なことであるとするノーマライゼーションの考え方を基本理念に、「岡山県障害者長期計画1999—2010」を策定するとともに、平成15年3月には、計画策定後の状況などを踏まえて、「第2期実施計画」を、平成19年3月には、その後の新たな状況などに対応するため、「第2期実施計画（改訂版）」を策定し、その実現に向けて施策を推進してまいりました。

さらに、平成21年12月には「新おかやま夢づくりプラン（改訂版）」を策定し、「快適生活県おかやま」を県政の基本目標として、「自立と協働」、「創造と改革」を基調とした県政を推進しているところです。

このたび、この岡山県障害者長期計画の計画期間の満了に伴い、その成果と課題を踏まえ、障害のある人に関する施策の更なる推進を図るため、「第2期岡山県障害者計画～だれもが自分らしく暮らせる社会をめざして～」を策定しました。

今後とも、市町村や関係団体の方々と緊密な連携を図り、協働しながら障害のある人に関する施策の充実に向けて、全力を挙げて取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たり、多くの貴重な御意見、御提言を賜りました関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成23年2月

〔総論〕

はじめに

平成11年度から平成22年度までの12年間を計画期間とする「岡山県障害者長期計画」の計画期間が満了することから、次期計画となる「第2期岡山県障害者計画～だれもが自分らしく暮らせる社会をめざして～」を策定しました。

I 計画策定の背景

ここ数年の障害のある人を取り巻く国内外の環境は大きく変化しており、発達障害者支援法の成立、障害者自立支援法の成立・改正などのほか、雇用・教育・バリアフリー関連の法改正も進んでいます。

また、障害者基本計画の後期の重点施策実施5か年計画の策定、障害者の権利に関する条約の署名及び発効など障害のある人に関する施策の充実に向けた取組が進んでいます。

II 計画の性格及び位置付け

この計画は、障害者基本法に基づき、「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」（都道府県障害者計画）として策定するものであり、県の障害のある人のための施策の推進に当たっての基本的な考え方を示して、今後の障害のある人のための施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

また、障害者自立支援法に基づく「第2期岡山県障害福祉計画」をこの計画の生活支援に関する実施計画として位置付け、両計画が相まって、障害のある人のための施策の一層の推進を図ろうとするものです。

III 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間を対象とします。

ただし、障害のある人を取り巻く施策の変化に的確に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて改訂（又は新計画の策定）を行います。

IV 計画の推進体制

岡山県障害者施策推進協議会において、この計画に定める内容の進行管理や検証などを行うとともに、この計画の推進に必要な対策などについても継続的に検討を行っていきます。

V 障害のある人の現状

本県の障害のある人の数は、岡山県障害者長期計画策定当時から年々増加しており、平成22年3月31日現在、身体障害、知的障害、精神障害のある人（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）の合計は、103,931人となっています。

また、難病患者のうち特定疾患医療受給者証所持者の数は、13,352人となっています。

●障害のある人の状況

(単位：人)

区 分	身体障害 のある人	知的障害 のある人	精神障害 のある人		難病患者
	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害保健 福祉手帳所持者	(参考) 厚生労働省 「患者調査」	特定疾患医療 受給者証所持者
	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成20年度	平成22年3月31日
	84,014	13,170	6,747	約36,000	13,352
手帳所持者計	103,931			—	—

VI 障害のある人を取り巻く環境の変化と今後の課題

(1) 措置制度から支援費制度、さらに障害者自立支援法へ

それまでの措置制度に代わり平成15年度に支援費制度が導入されましたが、その問題点を克服し、障害のある人もない人も地域で安心して暮らせる社会を構築するため、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。

同法においては、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとのサービスについて、一元的に市町村が提供する仕組みに改められるとともに、利用者負担の見直しや、国の財源責任の強化を通じて、安定的な制度の構築が図られました。

しかし、制度改正が性急であったため、強い批判がなされたことから、同法の廃止とこれに代わる新法の制定が方向付けられ、その具体的な内容について検討が進められています。

こうした社会情勢の変化はあるものの、「障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指して取り組む必要があります。

(2) 地域生活への移行

地域において自らが暮らし方や受けるサービスを選択しながら生活したいという障害のある人が増えており、地域福祉サービスの充実、住宅及び就労の場の確保、移動支援、情報アクセスの保障、相談支援体制の充実などが急務となっています。

また、障害のある人の増加及び高齢化並びに障害の重度化及び重複化が進行する中、保健、福祉、教育、労働などの関係機関の連携のもと、障害のある人がライフステージに応じて支援を受け、安心して安全に生活できる施策の充実が求められています。

(3) 社会全体の意識の変化

ノーマライゼーションの理念が徐々に浸透しつつありますが、障害のある人が社会の一員として共に生活するためには、心のバリアフリーを推進することが必要です。

このため、県民、行政、企業、NPO法人及びボランティアが一体となって、啓発活動の一層の推進を図っていくとともに、公共サービス提供事業者などに対する障害のある人への理解の促進と、学校教育、社会教育における障害についての正しい理解を深めるためさらなる内容の充実が求められています。

(4) 市町村の役割の重要性

障害のある人に対する保健福祉サービス、とりわけ地域生活を支えるサービスについては、その実施主体である市町村の役割が極めて重要であり、地域の実情にあった施策の充実に努めることが求められています。

VII 計画の基本理念

ノーマライゼーションの考え方に基づき、岡山県障害者長期計画の基本的な考え方となっている「自立の支援」・「主体的な選択の尊重」・「地域で共生する社会の実現」を引き続き基本理念とします

(1) 自立の支援

- 障害のある人が、ライフステージのあらゆる段階において、社会の対等な一員として人権を尊重され、その人らしい自立した生活を確保できるよう支援します。

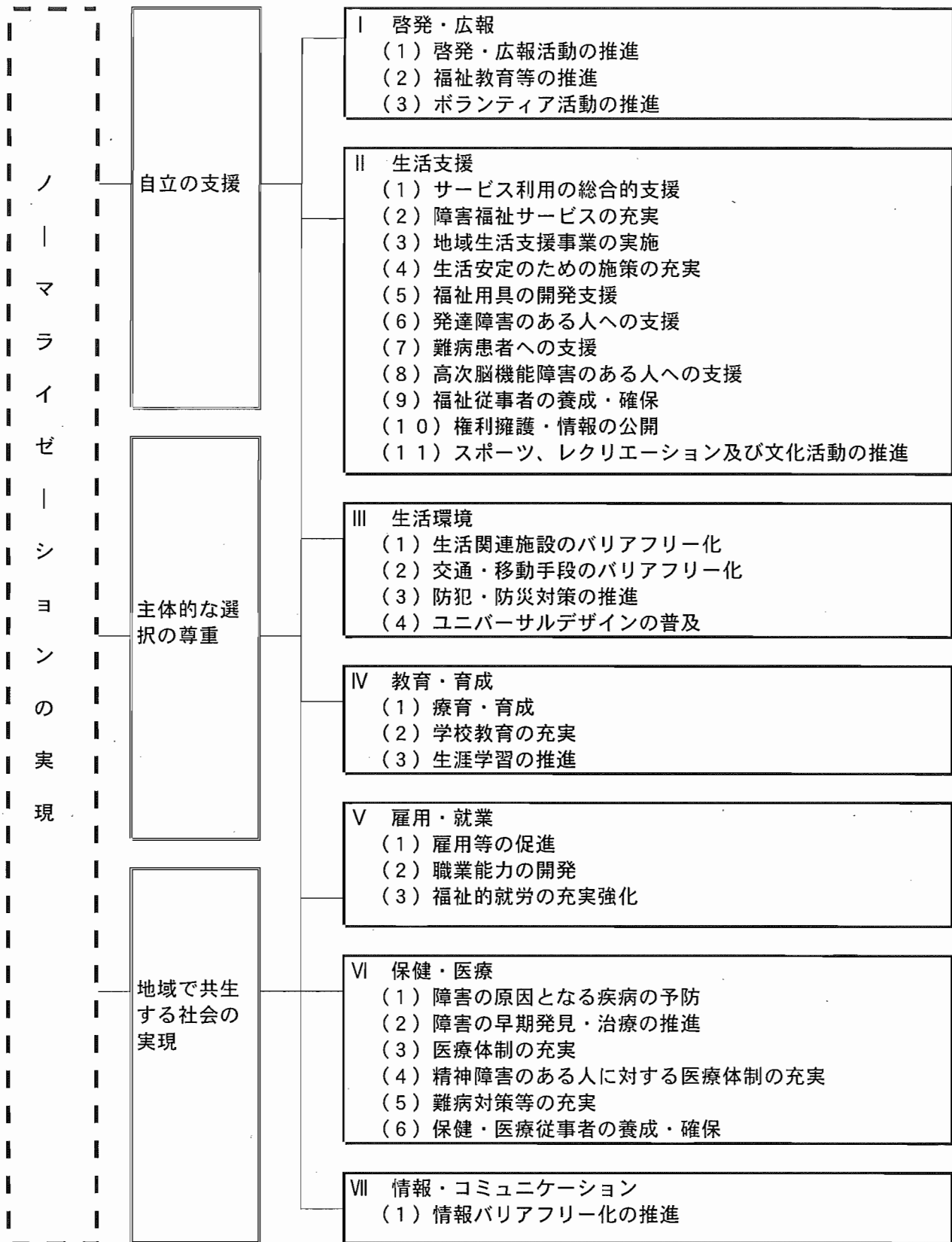
(2) 主体的な選択の尊重

- 障害のある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、生活ニーズに応じたサービスを選択できるよう、情報や学習の場と自己決定を支援する体制の充実を図ります。

(3) 地域で共生する社会の実現

- 障害の有無にかかわらず、地域で共生する社会を形成していくため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発と障害のある人本人の意向を尊重した施設などの入所（院）者の地域生活への移行を促進します。
- 県民すべての参加と協力による計画の推進を図ります。

VIII 施策の体系

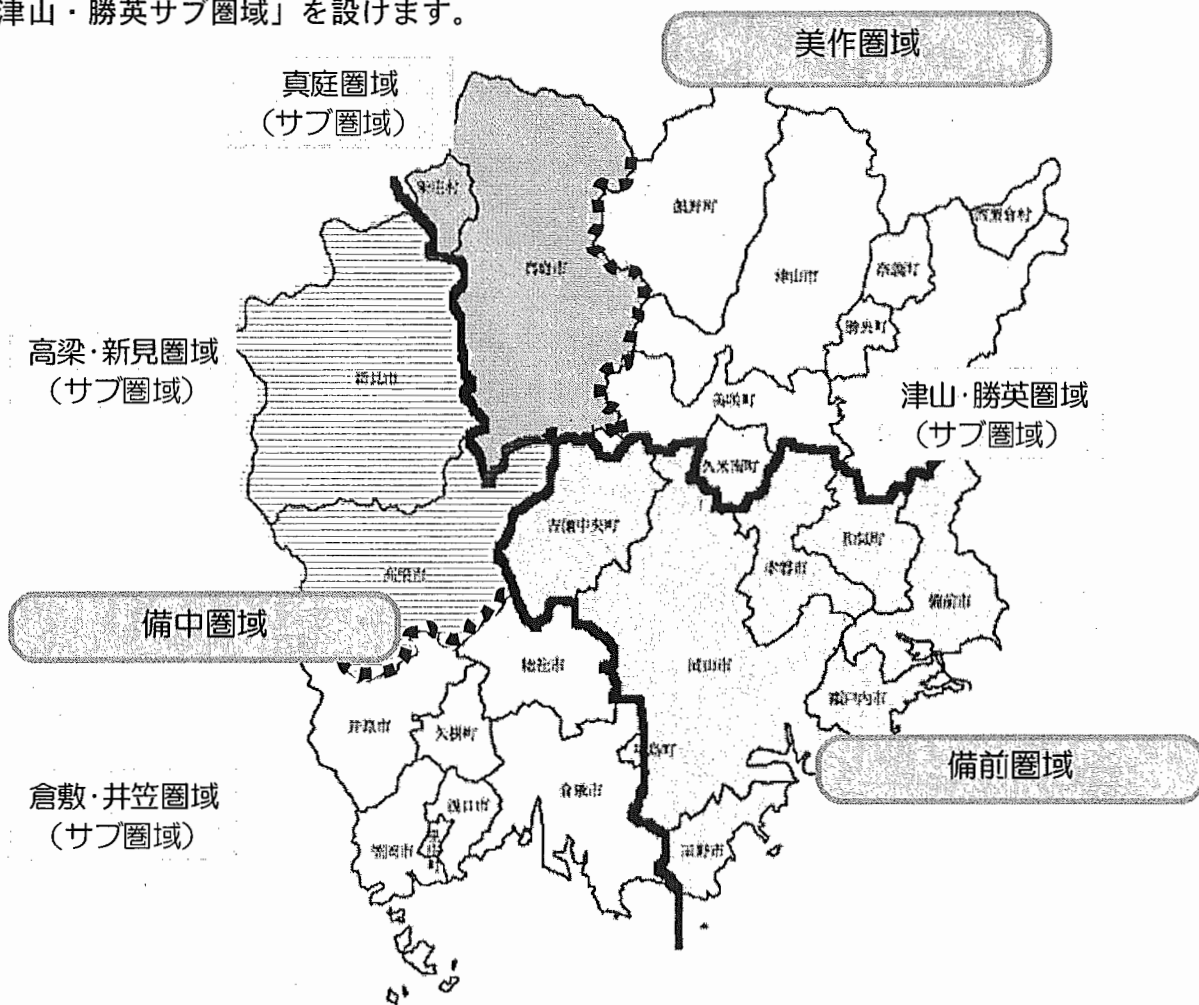


IX 障害保健福祉圏域の設定

現在の障害福祉は、障害のある人に身近な行政である市町村が、障害のある人のニーズを的確に把握した上で、主体的に取り組んでいくことが重要となっていますが、複数の市町村による広域的な取組が必要な場合もあります。

そこで、県内に「備前」・「備中」・「美作」の3つの障害保健福祉圏域を設定し、広域的なサービス提供網の構築を図ります。

また、「岡山県保健医療計画」の二次医療圏が5圏域に分かれていることを考慮して、備中圏域に「倉敷・井笠サブ圏域」と「高梁・新見サブ圏域」を、美作圏域に「真庭サブ圏域」と「津山・勝英サブ圏域」を設けます。



圏 域 名	構 成 市 町 村
備前圏域	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
倉敷・井笠サブ圏域	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
高梁・新見サブ圏域	高梁市、新見市
真庭サブ圏域	真庭市、新庄村
津山・勝英サブ圏域	津山市、美作市、鏡野町、久米南町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村

〔施策の展開〕

Ⅰ 啓発・広報

障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある人に関する県民理解を促進するため、幅広い県民の参加による啓発活動を推進し、人権尊重社会の実現を目指します。

また、障害のある人とない人が、学校や地域において日常生活を通じて、ふれあい・交流を行うことは、障害についての相互理解を深め、思いやりの心をはぐくむうえで極めて重要であるため、交流の場の充実に努めます。

さらに、障害のある人の生活の様々な場面で、ボランティアによる支援が大きな役割を果たしており、学校教育や地域生活など幅広い分野において、ボランティア活動に対する理解を深めるとともに、県民、関係団体、企業などが各種のボランティア活動に参加できるよう支援します。

（１）啓発・広報活動の推進

- 高齢者や障害のある人などへの理解を深めるため、県内全域での車いす・アイマスクなどの体験事業の実施を推進します。
- 「障害者週間（１２月３日～９日）」を中心とした各種啓発事業や県の広報メディアを利用した情報提供により、発達障害、難病及び高次脳機能障害を含む障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進します。
- 特別支援教育に関する教職員の理解を深めるため、研修を充実させます。
- 知的障害のある人などへの社会の理解を深めるため、知的障害関係施設の入所者や特別支援学校の児童生徒の作品展を開催します。

（２）福祉教育等の推進

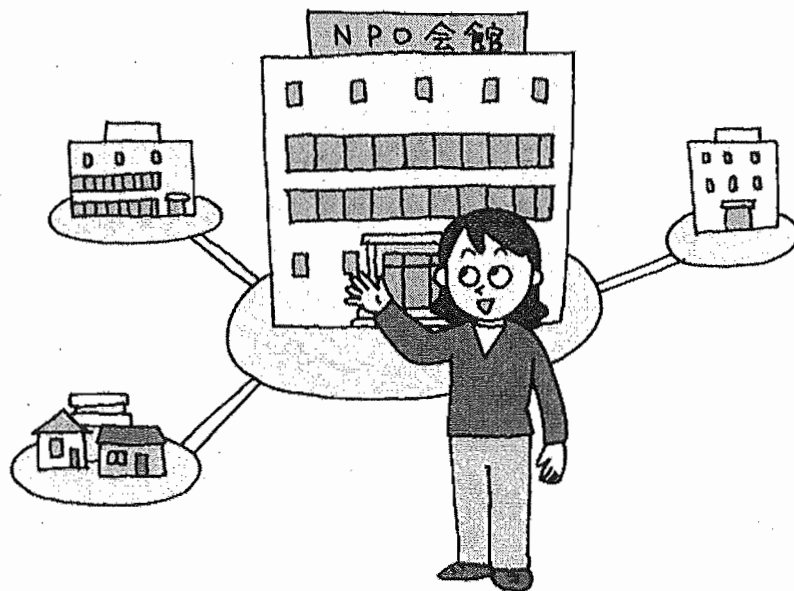
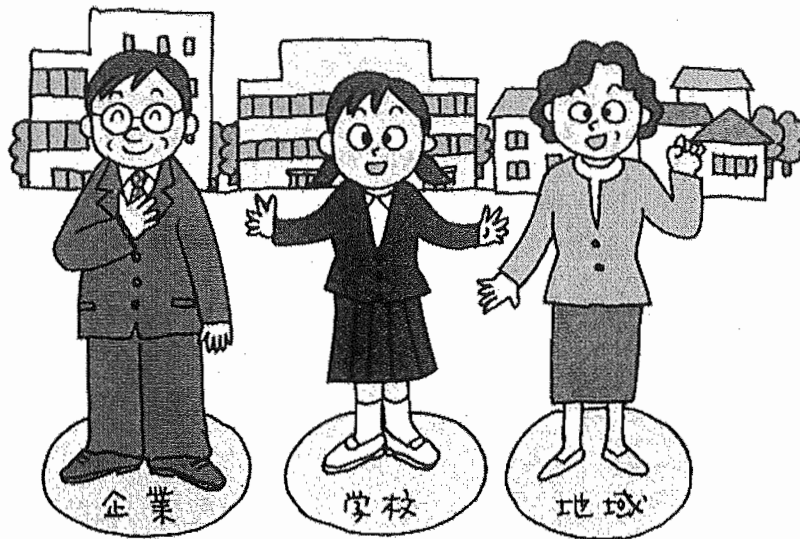
- 障害のある児童生徒の体験を広げ積極的な態度を養い、社会性や人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、地域の人々や幼児児童生徒との交流、特別支援学校と通常学級の児童生徒との学習活動など、交流及び共同学習を推進します。
- 保健福祉施設などにおいて、障害のある人と地域との交流を推進します。

（３）ボランティア活動の推進

- 手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員など障害の特性に合ったボランティアの養成を図ります。
- 県社会福祉協議会が運営するホームページ「おかやまボランティアの森・NPOの森」などを通じて、ボランティアニーズの掘り起こしや県民のボランティア活動への積極的な参加を図ります。
- 県民と行政が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点施設として「岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）」を、視覚障害のある人のボ

ランティア活動の拠点として「岡山県視覚障害者センター」を、聴覚障害のある人のボランティア活動の拠点として「岡山県聴覚障害者センター」を運営します。

- 障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、民生委員・児童委員による支援活動を推進します。



II 生活支援

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスを提供する基盤の整備を進めます。また、障害のある人やその家族に対する総合的な情報提供・相談体制を整備するとともに、十分な自己決定や意思表示が困難な障害のある人が人権や財産などを侵害されることのないよう、権利を守る体制などの充実を図ります。

(1) サービス利用の総合的支援

ア 総合的な支援体制の整備

- 地域自立支援協議会への助言、支援を行うとともに、障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークを構築します。
- 障害者社会参加促進センター、福祉相談センター、精神保健福祉センター、難病相談・支援センターなどを運営し、障害のある人への相談、社会参加などの促進を総合的に支援します。
- 精神障害のある人が、地域の中で暮らしていけるよう、保健所、市町村、医療機関などが連携して、支援します。

イ 相談支援従事者等の養成・資質の向上

- 地域における相談支援事業者の育成を図るとともに、ケアマネジメントの普及・推進、従事者の養成を行います。
- 事業所や施設におけるサービスの質を確保するため、サービス管理責任者の養成研修を行います。

ウ サービスの質の向上

- 事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、サービスの質の向上に向けた取組を促進します。

エ 精神障害のある人の地域移行の推進

- 精神障害のある人の地域移行を推進するため、地域移行推進員が保健所、市町村、NPOなどと連携してケアマネジメントを行いながら、退院に向けた支援を行うとともに、当事者のボランティア（ピアサポーター）を派遣するほか、ピアサポーターの資質向上に向けた取組を支援します。
- 住まいを確保するため、不動産関係者に対する精神障害のある人に対する偏見の解消などに向けた普及啓発などを行うとともに、民間による家賃保証制度の活用を促進し、家賃保証料の一部を助成します。

(2) 障害福祉サービスの充実

ア 訪問系サービスの充実

- 県内どこでも必要な訪問系サービスを利用できることを目指して、ホームヘルプサービスなどの基盤整備を促進していきます。

イ 日中活動系サービスの充実

- 障害のある人が希望する日中活動系サービスを受けられることを目指して、事業所の整備などの基盤整備を促進していきます。

ウ 居住系サービスの充実

- 圏域内のいずれの地域においてもグループホーム、ケアホームが利用できるよう、障害のある人の地域生活における居住基盤の整備を図ります。
- 入所系の施設については、真に施設入所支援を受ける必要のある重度の利用者の利用見込量に応じた入所定員の確保を図ります。

(3) 地域生活支援事業の実施

- 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、移動支援事業や地域活動支援センター事業など、市町村が実施主体となって地域の実情に応じて必要な事業を行います。
- 発達障害者支援センター運営事業や各種養成研修事業など広域的見地から必要な事業や身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を育成し、貸与する事業については、県が実施主体となって行います。

(4) 生活安定のための施策の推進

- 公的年金制度、特別障害者手当などの各種手当制度、心身障害者扶養共済制度などの周知や適切な運用を進めます。
- 自立支援医療費の支給や心身障害者医療費公費負担制度などの適切な運用を進めます。
- 所得税・住民税の所得控除や自動車税・自動車取得税などの税の減免が適切に運用されるよう、制度の周知徹底を図ります。
- 特定の補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給します。
- 生活福祉資金を活用し、就業機会の拡大、雇用の促進、社会活動への参加促進などを図ります。

(5) 福祉用具の開発支援

- 産学官民の連携組織「ハートフルビジネスおかやま」の活動を通じて、利用者ニーズを反映したより使いやすい福祉用具の開発と普及を支援し、利用者利便性の向上を図ります。

(6) 発達障害のある人への支援

- 「おかやま発達障害者支援センター」において、発達障害のある人及びその家族に対する相談、助言指導を行うとともに、就労相談の実施、関係機関の連携強化などにより

発達障害のある人に対する総合的な支援を図ります。

- 「発達障害者支援体制検討委員会」を設置し、発達障害に係る早期発見及び早期発達支援の体制のあり方、医療、保健、福祉、教育、労働などの各分野の連携、発達障害の理解の促進方法など、支援の充実に向けた協議を行い、支援体制の充実を図ります。
- 発達障害のある人の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図る市町村に対して、支援を行います。

(7) 難病患者への支援

- 難病患者の医療費の負担軽減を図るため、特定疾患治療研究事業に基づき、医療費の自己負担分について公費負担を行います。
- 難病患者の家庭などにホームヘルパーなどを派遣して行う介護・家事援助、ショートステイ及び日常生活用具の給付を行う難病患者等居宅生活支援事業の充実を図ります。
- 難病患者などの療養上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所、地域の医療機関、市町村などの関係機関が連携しながら、在宅難病患者に対する訪問相談などを行います。
- 難病患者などの日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、岡山県難病相談・支援センターを設置し、療養上、日常生活上での悩みや不安などの解消を図るとともに、難病患者などの持つ様々なニーズに対応した相談や支援を通じて、地域における支援対策などを一層推進します。
- 重症難病患者の一時的な入院を推進することにより、家族の負担軽減を図り、在宅における安定的な療養生活の継続を図ります。

(8) 高次脳機能障害のある人への支援

- 高次脳機能障害のある人への支援を行うため支援拠点機関を指定し、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援、関係機関の地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法に関する研修などを通じ、支援体制の整備及び支援の普及を行います。

(9) 福祉従事者の養成・確保

- 岡山県社会福祉協議会に設置した岡山県福祉人材センターの機能を充実し、社会福祉従事者の確保と資質の向上に努めます。
- 介護を必要とする人が安心して介護サービスを利用できる環境を整備するための介護人材や障害のある人の外出時の移動を支援するガイドヘルパーなど人材の確保に努めます。

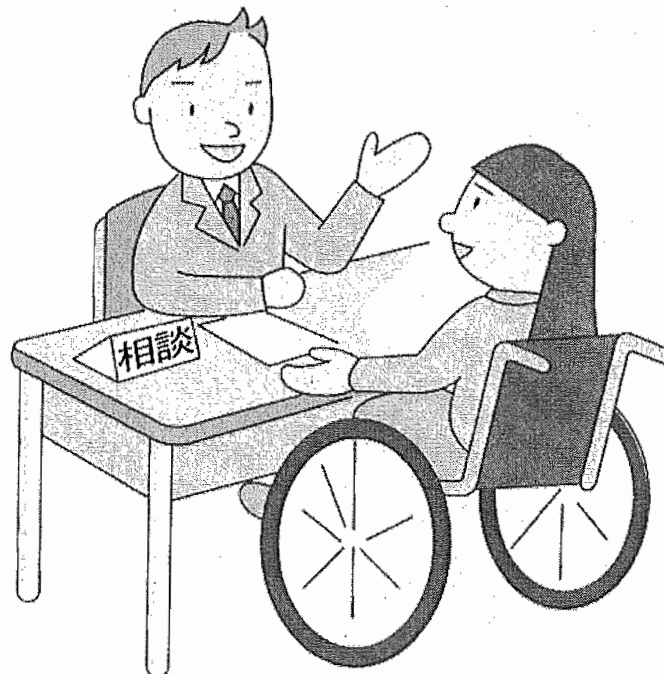
(10) 権利擁護の推進・情報の公開

- 日常生活自立支援事業の充実により、各種福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理などの支援を行います。
- 財産管理や各種契約などの法律行為を自分で行うことが困難な場合には、成年後見制度の利用を支援します。

- 岡山県障害者社会参加推進センターにおいて、障害のある人の権利擁護に係る相談などに対応します。
- 福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の選択を助けるために、第三者評価事業を実施します。
- 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、サービス事業者には苦情相談窓口を明示し、適切に対応するよう指導するとともに、岡山県社会福祉協議会に設置する運営適正化委員会において苦情の解決に努めます。
- 社会福祉施設などの情報を利用者などがワンストップで収集できるよう、県内の社会福祉施設や社会福祉法人などの情報を収集したポータルサイトを運営します。

(11) スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進

- 各種スポーツ教室や大会の開催、全国大会への選手派遣、障害者スポーツ団体の育成、指導者の養成などを通じて、障害のある人一人ひとりがそれぞれの体力や興味、目的などに応じてスポーツに親しめる環境整備を図ります。
- 障害のある人が、充実したレクリエーション活動を楽しむことができるように、情報提供の充実を図ります。
- 必要な時にガイドヘルパー（外出介護従業者）の派遣ができるように人材の確保を図るとともに、都道府県間の利用が可能となるよう体制の充実に努めます。
- 「ゆうあい福祉展」や「こころをつなぐ作品展」の開催など、障害のある人の文化・芸術活動の振興を促進します。



III 生活環境

障害の有無に関わらず、誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

また、障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、適切な防犯対策や防災対策を適切に講じるとともに、犯罪や災害の発生を想定した支援体制などの一層の充実に努めます。

さらに進めて、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方が、真に県民に身近なものとして定着し、まちづくりやものづくり、情報・サービスの提供など、生活のあらゆる面において県内に広く行き渡り、誰もが暮らしやすく、活動しやすいUDマインドが浸透した社会の実現を目指します。

(1) 生活関連施設のバリアフリー化

- 加齢や不慮の事故などにより身体機能に障害が生じた場合にも住み慣れた家に住み続けられるように、障害のある人の世帯や高齢者世帯に対して、住宅の増改築などのための生活福祉資金の貸付けを行います。
- 「岡山県住生活基本計画」に基づき、公営住宅について、すべての障害のある人及び高齢者が安全かつ快適に生活できるバリアフリー化を積極的に推進していきます。
- 福祉のまちづくり条例などに基づき、障害のある人などが安全・快適に利用できるようバリアフリー化を積極的に進めます。
- 利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県事業を対象に、施設の整備計画・設計段階から高齢者や障害のある人などの意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催し、UDの概念を踏まえ、すべての人が安全・快適に利用できる県有施設の整備を進めます。
- これまで養成したバリアフリーアドバイザーの資質向上を図ります。

(2) 交通・移動手段のバリアフリー化

- 幅広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障害のある人のための誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善など、障害のある人が安心して利用できる道づくりを進めるとともに、音響式信号機などを整備して、視覚障害のある人の安全な通行の確保に努めます。
- 移動制約者の外出ニーズに応じた福祉移送サービスを普及し、移動制約者の外出機会の拡大をめざします。
- 障害のある人が、安全に移動できるよう超低床ノンステップバスの路線バスへの導入、運行を促進します。
- 車いす使用者が乗り降りしやすい福祉車両の取得について助成を行い、障害のある人の自由な外出を支援します。
- ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度の普及により、身体障害者等用駐車場の

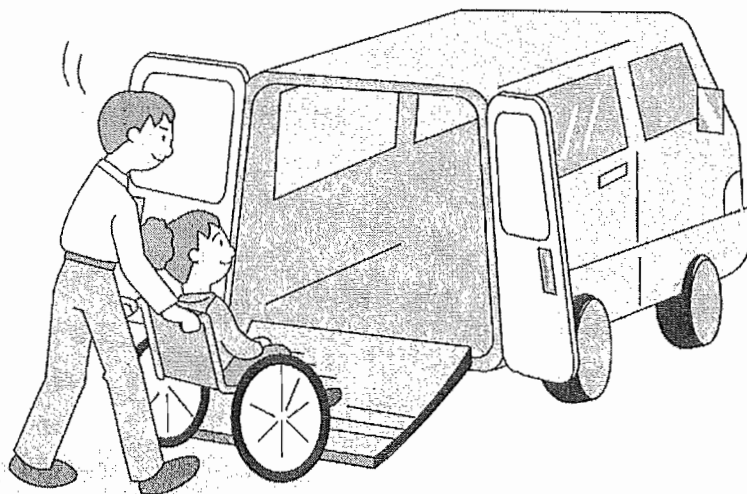
適正利用を図ります。

(3) 防犯・防災対策の推進

- 暮らしの安全 Web Map や岡山県警察ももくん安心メールなどの手段を通じて、不審者情報・防犯情報などを発信し、障害のある人をはじめとした県民に犯罪防止啓発を行うなど支援体制を強化します。
- 聴覚・言語障害のある人などの110番通報を目的に、「ファックス110番」及び「メール110番」の一層の普及促進を図ります。
- 聴覚障害・言語障害のある人などの火災や急病などの対策として、ファックスやその他の通報手段の拡大に努めます。
- 災害発生時に備え、関係機関・団体などと連携し、市町村などによる障害のある人などの支援体制の整備を促進するとともに、「市町村災害時要援護者避難支援マニュアル作成指針」の活用による市町村の地域の実情に応じた対策の具体的取組を支援します。
- 保健福祉施設などでの防災訓練の実施を促進し、被災時の安全の確保を図ります。
- 緊急時（災害時）には、難病患者などの行動・支援マニュアルに基づき、関係機関・団体などと連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、緊急時の援護に有益な情報を記載した患者カードを患者に配付することで、防災意識の高揚を図ります。

(4) ユニバーサルデザインの普及

- UDの考え方の理解・定着のために、産学官民のネットワークの運営やセミナー、NPOなどと協働した体験事業などの実施により、県内全域への普及啓発を行うとともに協働のパートナーとなる人材の育成とNPOの活動の促進に取り組みます。



IV 教育・育成

障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、将来、自立し、積極的に社会参加していけるよう、それぞれの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮することのできる適切な療育や特別支援教育を、関係機関が一体となって推進していきます。

(1) 療育・育成

ア 総合的な療育体制の推進

- 保健・医療・福祉・教育の連携のもと、周産期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の整備を図ります。
- 「発達障害者支援体制検討委員会」を設置し、発達障害に係る早期発見及び早期発達支援の体制のあり方、医療、保健、福祉、教育、労働などの各分野の連携、発達障害の理解の促進方法など、支援の充実に向けた協議を行い、支援体制の充実を図ります。【再掲】

イ 身近な地域で早期に療育を受けることができる体制の整備

- 在宅の障害のある児童などの地域における生活を支えるため、障害児等療育支援事業として、訪問による療育指導や専門的な療育指導などを実施します。
- 重症心身障害児施設などの通園療育部門において、必要な療育、日常生活動作、運動機能などの訓練指導を行います。
- 知的障害のある在宅の子どもとその保護者に対し通所による療育指導訓練を行い、家庭における療育の向上を図ります。
- 施設利用が困難な地域に、市町村が通所訓練の場を設けて、障害のある幼児に対して、訓練指導などを行うことにより、コミュニケーションや、運動機能の障害、問題行動などを早期に改善し社会生活、集団生活への適応を促進します。
- 軽度・中等度の難聴児の健全な発育を支援するため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。
- 障害児を受け入れている放課後児童クラブの専任指導員の経費を補助し、障害児対応の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

ア 特別教育支援体制の充実

- 過密化している知的障害特別支援学校の規模適正化のため、新たな特別支援学校の整備に向けた取組を進めるとともに、知的障害特別支援学校の通学区域の再編を検討するなど、体制の整備に努めます。
- 肢体不自由特別支援学校における看護師配置の在り方を検討するとともに、日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、必要な研修を受けた職員が看護師と連携して医療的ケアに当たる実施体制を充実させます。

イ 教職員研修の充実及び専門性の向上

- 特別支援教育や発達障害に関する教職員の理解を深めるため、研修を充実するとともに、各学校において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進します。

ウ 教育相談体制の充実

- 適切な指導・支援を行うために、特別支援教育支援員などの効果的な活用を図ります。
- 乳幼児期からの一貫した相談支援体制の構築を図るため、地域の実情に応じて、特別支援学校が地域の幼児児童生徒や保護者へ就学前を含めた障害のある子どもについての教育相談や情報提供を行い、特別支援教育のセンター的機能を発揮するとともに、総合教育センターなどの関係機関とも相互に連携・協力して、早期からの継続的な教育相談が実施できる体制を充実させます。

エ 交流及び共同学習の推進

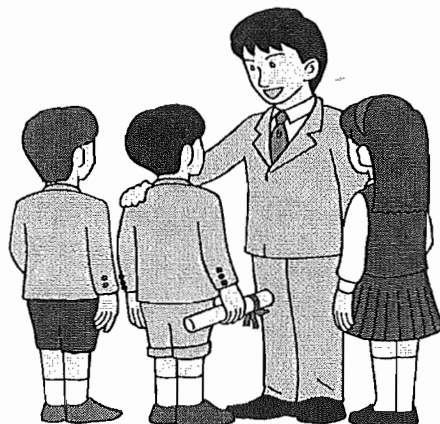
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒双方の教育的ニーズを踏まえた上で、計画的、継続的に交流及び共同学習に取り組むとともに、障害のある人にかかわりの深い方などを学校に招くなどして、障害に関する理解を深めていきます。

オ 進路指導の充実

- 就労による社会自立を目指す生徒に対する支援の充実を図るため、労働、福祉などの関係機関とのネットワークを活用して、実習先の確保や雇用の促進を働きかけるとともに、就職後の就労が継続するよう、関係者と連携・協力します。
- 生徒一人ひとりの卒業後の生活を見据え、自立への意欲を高めるため、QOL（生活の質）の向上につながる教育課程の見直しや教育実践に取り組みます。

(3) 生涯学習の推進

- 障害のある人が、自己の可能性を追求し、生活のゆとりや豊かさを実感し、社会参加を果たすことができるよう、生涯学習活動を推進します。



V 雇用・就業

障害のある人が職業に就くということは、経済的な理由のみでなく、就労を通じた社会参加による、生きがいや自己実現につながる重要な活動といえます。

障害のある人が、一人ひとりの個性と可能性を活かして就労し、自立した生活を送ることができるよう、職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保を図るとともに、事業者の、障害のある人の雇用に関する理解を深めていきます。

さらに、一般事業所などへ雇用されることが困難な障害のある人にとって、一人ひとりの個性と可能性を活かす福祉的就労は、将来の雇用への効果的な移行やその人らしい自立した生活を確保するため必要であり、能力や適性に応じた働く場を提供できるように、福祉的就労の充実を図ります。

(1) 雇用等の促進

- 経済団体への要請行動により、障害のある人の雇用の確保・拡大を働きかけるとともに、事業主へ法定雇用率などの普及・啓発を行います。
- 岡山労働局などと連携し、障害者就職準備講習会・就職面接会の開催、職場適応訓練の実施、障害者就業支援センター事業による就業面と生活面での一体的な支援など、障害のある人の就業、職場定着の就業の促進を図ります。
- 障害のある人の在宅就労やIT利用などの促進を図る総合的なサービス拠点として「障害者ITサポートセンターおかやま」を運営し、障害のある人の在宅就労や創業・起業などを支援します。
- 障害者雇用納付金制度の活用により、障害のある人の雇用を検討している中小企業などに、「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行うとともに、採用担当者向けの実地研修などを行い、中小企業などにおける障害者雇用の促進を図ります。
- 雇用、福祉、教育などの関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者就業・生活支援センター事業により、障害のある人の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。
- 難病患者の就労支援を促進するため、岡山県難病相談・支援センターにおいて、公共職業安定所などの関係機関とも連携を図りながら、相談・援助、情報の提供を行います。

(2) 職業能力の開発

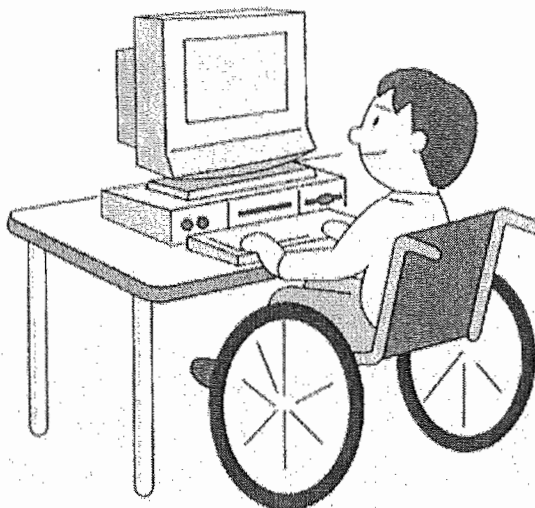
- 県立高等技術専門校では、施設内において、身体障害のある人や知的障害のある人などを対象とした職業訓練を実施するほか、特別支援学校の生徒や様々な障害種別の人を対象として、企業、社会福祉法人、民間教育機関などの職業能力開発資源を活用した委託による訓練を実施するなど、多様化するニーズに応じた職業訓練を推進します。
- 国の「吉備高原障害者職業能力開発校」においては、一般校での受講が困難な重度障害のある人や、職業訓練上特別な支援を要する人を積極的に受け入れ、障害の程度、特

性に応じた職業訓練を実施しています。

- 障害のある人の職業能力開発に関する技能競技大会（アビリンピック）を通じて、障害のある人の技能に対する社会の認識を高め、技能が尊重される社会の形成を目指します。

(3) 福祉的就労の充実強化

- 工賃水準の引上げなどに向けて、事業者が連携して行う授産製品の販路拡大やモデル事業所への支援などの取組を進めます。
- 障害のある人が、一人ひとりの個性や可能性を活かして働くことができるよう、就労支援サービスの基盤整備を図るとともに、適切な就労支援サービスが提供されるよう必要な支援を行います。
- 福祉施設から一般就労への円滑な移行を支援する体制づくりを行います。



VI 保健・医療

障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けられることができる体制づくりを進めます。

また、障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するための医療体制の充実を図るとともに、乳幼児期における疾病や高齢化に伴う疾病などを早期に発見して適切な治療を行い、障害の原因となる疾病の予防や障害の状態の軽減を図っていきます。

さらに、疾病などの予防から福祉施策までを適切に提供できる体制を整備するため、専門的なサービスを担う人材の養成・確保を進めていきます。

(1) 障害の原因となる疾病の予防

ア 母子保健の充実

- 「後期・新世紀おかやま母子保健計画」に基づき、「安全な妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康支援」、「子どもの心とからだの健やかな発達のための支援」、「安心できる医療・療育体制の整備」、「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」の4つを重点に取り組みを進めており、一層の母子保健の充実を図ります。

イ 健康づくりの推進

- 「健康おかやま21セカンドステージ」に基づき、県民一人ひとりの健康づくりを社会全体で支援する環境づくりを推進します。

ウ 心の健康づくり

- 家庭や学校、地域や職場における、心の健康づくりを支援するとともに、心の健康づくりに関する知識の普及を図ります。

エ 周産期医療体制の充実・強化

- 減少傾向にある産科医師の確保を推進するとともに、周産期母子医療センターを中心に、医療機関相互の連携体制を強化します。

(2) 障害の早期発見・治療の推進

ア 乳幼児の障害の早期発見・治療の推進

- 乳幼児の障害を早期に発見し、早期に治療や適切な療育につなげるため、市町村が行う健康診査など母子保健活動の充実に向けた支援を行います。
- 聴覚障害の早期発見・早期治療（療育）のために、市町村が実施している新生児聴覚検査事業の精度管理を行うなどの支援を行います。
- 各種乳幼児健診などで、言葉の遅れや情緒面において支援の必要な子どもとその保護者を対象に乳幼児の健やかな発達・発育の促進を目的として子どもの健やか発達支援事業を行います。

イ ひきこもり予防支援の推進

- 精神保健福祉センターや保健所などにおいて、専門的な相談に対応する思春期精神相談窓口を設け、精神障害のある方が早期に治療を受け、疾病から回復し、社会参加を円

滑に図ることができるよう支援するとともに、本人や家族が参加する座談会などを開催し、孤立を防ぎ自己回復力の向上を図ります。

ウ 精神障害の早期発見・早期治療

- 精神保健福祉センターや保健所において、心の悩みや不安に対応する電話相談や精神科医による「精神保健福祉相談」などを実施し、早期治療の導入を図るとともに、精神障害に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

(3) 医療の充実

- 二次保健医療圏（5圏域）と障害保健福祉圏域（サブ圏域を含め5圏域）との整合性を図りながら、障害のある人への適切な医療サービスの提供を進めます。
- 障害のある人に対し、初期治療から専門的な治療、職業能力評価、訓練を経て、社会復帰に至る一貫したサービスの提供ができる総合的なりハビリテーション体制などの整備を進めます。

(4) 精神障害のある人に対する医療体制の充実

ア 外来医療の充実

- 内科などを受診する人の中には、精神科的な対応が求められる場合もあるため、医師会などとも連携しながら、研修などを通じて、一般診療科の医師の精神医学的技術の向上を図ります。

イ 精神科救急

- 休日や夜間に緊急な対応を要する精神障害のある人に対して、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急情報センターの設置や病院群輪番制による病床や医療従事者の確保により救急患者の受入体制を整備します。

ウ 精神保健福祉施設の充実強化

- 岡山県精神保健福祉センターは、精神保健などに関する調査研究・知識の普及、保健所などに対する技術指導、支援を行うなど精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する技術的中枢機関としての機能などを適切に発揮します。
- 岡山県精神科医療センターは、精神科救急、依存症、児童・思春期、司法精神科など、民間では対応が困難な専門的医療を推進するための先駆的・モデル的な取組を行います。

(5) 難病対策等の充実

- 難病医療の確立のため、患者負担を軽減するとともに、患者の療養生活の質（QOL）の向上に向けた各種施策の充実を図ります。
- 重症難病患者の身近な入院施設の確保、相談体制の整備などのため、二次保健医療圏（5圏域）に拠点病院・協力病院を指定し、難病医療ネットワークの充実を図ります。
- 筋萎縮性側索硬化症患者などのうち、入院治療の必要はなくても、日常生活で常時介護を必要とする障害のある人については、介護保険制度の適切な運営、在宅医療の一層の推進などの施策を通じて療養支援体制の整備を図ります。

(6) 保健・医療従事者の養成・確保

- 地域に必要な医師の育成・確保や看護師、保健師などの養成・確保及び資質の向上を図ります。
- 地域医療の中核を担う医師などの医療従事者を対象に、難病に関する最新知識の普及を図るための研修会を行います。



VII 情報・コミュニケーション

ITの活用により、障害のある人の個々の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するとともに、障害により、デジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）が生じないようにするほか、障害特性に対応した情報提供の充実を目指していきます。

(1) 情報のバリアフリー化の推進

- 岡山情報ハイウェイなどの高速ネットワーク網を活用し、ウェブアクセシビリティ（誰もが利用できるような各種情報の提供）に配慮しながら、障害のある人や高齢者を含むだれもが時間・距離に制約されず幅広く交流できるようにします。
- パソコンなどの情報通信機器の利用方法、支援機器の提案、メールによる技術サポート、在宅就労、起業など様々なITに関する情報提供や相談に応じ、障害のある人などの社会参加を促進します。
- 県ホームページにおいては、一層ウェブアクセシビリティに配慮したシステムの運営を図ります。
- 岡山県視覚障害者センターや岡山県聴覚障害者センターにおいて、視覚や聴覚に障害のある人の文化・学習・レクリエーション活動を支援するための各種事業を行い、情報提供やボランティア活動の拠点としての機能充実を図ります。
- 県内の施設のバリアフリー情報を集約し、県のホームページを通じて継続的に情報提供します。

第2期岡山県障害者計画

～だれもが自分らしく暮らせる社会をめざして～

【概要版】

発行 岡山県保健福祉部障害福祉課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

TEL 086-226-7343